

第 1 回 眼の水晶体の被ばく 限度の見直し等に関する検討会	参考資料 2
平成 3 0 年 1 2 月 2 1 日	

電離放射線障害防止規則等の 対象業務別実施項目一覧

その1

※ 計画の届出については、平成6年7月1日より、本規則から労働安全衛生規則へ統合。
(注) 1 第41条の9の規定による準用。条文によっては「放射性物質」を「事故由来廃棄物等」、「放射性物質取扱作業室」を「事故由来廃棄物等取扱施設」に読み替える等の読み替え規定あり。

1

政令別表第2		1	2	3	4	5			6	7	準用規定(注) 4
項目	対象業務 電離則条文	当該装置の検査の業務 はエックス線の発生を伴う	エックス線装置の使用またはエックス線装置の検査の業務を伴う	サイクロトロン、ベータトロンその他の荷電粒子を加速する装置の使用または電離放射線の発生を伴う	エックス線管もしくはケノトロン生を伴うこれらの検査の業務	放射線物質を装備している機器の取扱いの業務	ガンマ線透過写真撮影の業務	放射線物質またはこれらによって汚染された物質の荷電粒子加速装置等における核燃料物質等取扱い業務 線によって汚染された物の取扱いの業務	事故由来廃棄物等処分業務 原子炉施設における核燃料物質使用済燃料等取扱い業務 加工施設、再処理施設等における核燃料物質等取扱い業務	原子炉の運転の業務	坑内における核原料物質の掘採の業務
		医療用	工業用等								
放射性物質取扱用具	27							○	○	○	
放射性物質がこぼれたとき等の措置	28							○	○	○	
放射性物質取扱作業室内の汚染検査等	29							○	○	○	
汚染除去用具等の汚染検査	30							○	○	○	
退去者の汚染検査	31							○	○	○	○
持出し物品の汚染検査	32							○	○	○	○
貯蔵施設	33							○	○	○	○
排気または排液の施設	34							○	○	○	○
焼却炉	35							○	○	○	○
保管廃棄施設	36							○	○	○	○
容器	37							○	○	○	
呼吸用保護具	38							○	○	○	○
保護衣類、履物等	39							○	○	○	○
作業衣	40							○	○	○	
保護具等の汚染除去	41							○	○	○	○
喫煙等の禁止	41の2							○	○	○	○
事故由来廃棄物等処分事業場の境界の明示	41の3								○		
事故由来廃棄物等取扱施設	41の4								○		
事故由来廃棄物等取扱施設の構造等	41の5								○注3		
破砕等設備	41の6								○		○
ベルトコンベア等の運搬設備	41の7								○		○
埋立施設	41の8								○		○
準用(読替規定)	41の9								注1		
除染特別地域等における特例	41の10								注2,3		
加工施設等における作業規程	41の11							○			
原子炉施設における作業規程	41の12								○		
事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業における作業規程	41の13								○		
事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業の届出	41の14								○		
事故時の退避	42	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事故に関する報告	43	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
診察等	44	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事故に関する測定および記録	45	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
エックス線作業主任者の選任	46	○		○							
エックス線作業主任者の職務	47	○		○							

(注) 2 第41条の10第2項により、除染特別地域等において事故由来廃棄物等の処分の業務を行う場合の特例あり。

政令別表第2		1	2	3	4	5	6	7	準用規定(注) 4
項 目	対 象 業 務 電 離 則 条 文	当該装置の検査の業務	他のサイクロトロン、ベータトロン等使用または電離放射線の発生を伴う当該装置の検査の業務	生を伴うこれらの検査の業務	の放射線物質を装備している機器	ガンマ線透過写真撮影の業務	放射線物質または放射性物質の取扱いの業務	原子炉の運転の業務	
		医療用 工業用等					事故由来廃棄物等処分業務 原子炉施設における核燃料物質の使用、加工施設、再処理施設等における核燃料物質の取扱い業務		
ガンマ線透過写真撮影作業主任者の選任	52の2					○			
ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務	52の3					○			
透過写真撮影作業者の特別の教育	52の5	○				○			
加工施設において核燃料物質等を取り扱う業務に係る特別の教育	52の6						○		
原子炉施設において核燃料物質等を取り扱う業務に係る特別の教育	52の7						○	△	
事故由来廃棄物等の処分の業務に係る特別の教育	52の8							○	
特例緊急作業に係る特別教育	52の9						○	○	
作業環境測定を行うべき作業場	53	○	○	○	○	○	○	○	○
線量当量率等の測定等	54	○	○	○	○	○	○	○	○
放射性物質の濃度の測定	55					○	○	○	○
健康診断の実施	56	○	○	○	○	○	○	○	○
〃	56の2	○	○	○	○	○	○	○	○
〃	56の3	○	○	○	○	○	○	○	○
健康診断の結果の記録	57	○	○	○	○	○	○	○	○
健康診断の結果についての医師からの意見聴取	57の2	○	○	○	○	○	○	○	○
健康診断の結果の通知	57の3	○	○	○	○	○	○	○	○
健康診断結果報告	58	○	○	○	○	○	○	○	○
健康診断等に基づく措置	59	○	○	○	○	○	○	○	○
指定緊急作業従事者等に係る記録等の提出	59の2	○	○	○	○	○	○	○	○
緊急作業実施状況報告	59の3	○	○	○	○	○	○	○	○
測定器の備付け	60	○	○	○	○	○	○	○	○
透過写真撮影用ガンマ線照射装置による作業の届出	61					○			
記録等の引渡し	61の2	○	○	○	○	○	○	○	○
調整	61の3	○	○	○	○	○	○	○	○
配置替えの際の健康診断みし規定	61の4	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 3 第41条の10第1項により、除染特別地域等における除去土壌の埋立てにおいて、第41条の10第1項の要件に該当する場合は、第41条の9において準用する第37条（第4項を除く）および第41条の5の規定は適用されない。

(注) 4 第62条の規定により、放射線業務を行う事業場内において、放射線業務以外の業務を行う事業の事業者及び労働者に準用するもの。

2 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

除染電離放射線障害防止規則本文	対象業務 規制内容		除染等業務			業務 特定線量 下	
			染土等 の業務 除	等廃棄物 取集	特定汚染土壌 取扱業務		
					25 μ Sv/h 超		25 μ Sv/h 以下
3	被ばく限度		○	○	○	○	
4	妊娠と診断された女性の被ばく限度		○	○	○	○	
5	線量の測定	外部被ばく線量測定	○	○	○	△(注)1	
		内部被ばく線量測定・検査	○(注)2	○(注)2	○(注)2		
6	線量の測定 結果の確認、 記録等	1mSv/day超のおそれ 毎日確認	○	○	○		
		算定・記録・30年間保存	○	○	○	△(注)1	
		従事者に通知	○	○	○	△(注)1	
7	事前調査	事前調査・結果の記録	○	○	○(注)3	○(注)3	
		結果の概要を労働者に明示	○	○	○(注)3	○(注)3	
8	作業計画	作業計画の策定	○	○	○		
		関係労働者に周知	○	○	○		
9	作業の指揮者		○	○	○		
10	作業の届出 (25 μ Sv/h超)		○		○		
11	医師の診察又は処置、所轄監督署長への報告		○	○	○	○	
12	粉じんの発散を抑制するための措置		○(注)4	○(注)4			
13	容器の使用等			○			
14	退出者の汚染検査		○	○	○	○	
15	持出し物品の汚染検査		○	○	○	○	
16	保護具		○(注)5	○(注)5	○(注)5	○(注)5	
17	保護具の汚染除去		○	○	○	○	
18	喫煙等の禁止、労働者への明示		○	○	○	○	
19	除染等業務に係る特別の教育		○	○	○	○	
20	健康診断		○(注)6	○(注)6	○(注)6		
21	健康診断の結果の記録、30年間保存		○	○	○		
22	健康診断の結果についての医師からの意見聴取		○	○	○		
23	健康診断の結果の通知		○	○	○		
24	健康診断結果報告		○	○	○		
25	健康診断等に基づく措置		○	○	○		
25の2	特定線量下業務従事者の被ばく限度						○
25の3	妊娠と診断された女性の被ばく限度						○
25の4	線量の測定 (外部被ばくによる線量測定)						○
25の5	線量の測定 結果の確認、 記録等	1mSv/day超のおそれ 毎日確認					○
		算定・記録・30年間保存					○
		従事者に通知					○
25の6	事前調査	事前調査・結果の記録					(注)3
		結果の概要を労働者に明示					(注)3
25の7	医師の診察又は処置、所轄監督署長への報告						○
25の8	特定線量下業務に係る特別の教育						○
25の9	被ばく歴の調査						○
26	放射線測定器の備え付け		○	○	○	○	○
27	事業廃止の際の被ばく線量の記録の引渡し		○	○	○	△(注)1	○
	離職の際又は事業廃止の際の従事者への記録の写しの交付		○	○	○	△(注)1	○
28	事業廃止の際の健康診断個人票の引渡し		○	○	○		
	離職の際又は事業廃止の際の従事者への健康診断個人票の写しの交付		○	○	○		
29	調整 (被ばく線量のみなし規定)		○	○	○	△(注)1	○
30	調整 (健康診断のみなし規定)		○(注)6	○(注)6	○(注)6		

資料出所：「平成29年労働衛生のしおり」中央労働災害防止協会

- (注) 1 平均空間線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ 以下の場所においてのみ特定汚染土壌等取扱業務に従事する者は不要。 $2.5\mu\text{Sv/h}$ 以下のみならず、 $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超える場所においても業務が見込まれる者には、 $2.5\mu\text{Sv/h}$ 以下の場所においても措置が必要。
- 2 平均空間線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超える場所において、次により測定又は検査を行う。
(平成23年厚生労働省告示第468号)

	50万Bq/kgを超える汚染土壌等 (高濃度汚染土壌等)	高濃度汚染土壌等以外
粉じんの濃度が 10mg/m^3 を超える作業 (高濃度粉じん作業)	3月に1回の内部被ばく測定	スクリーニング検査
高濃度粉じん作業以外の作業	スクリーニング検査	スクリーニング検査 (突発的に高い粉じんにばく露 された場合に限る。)

- 3 作業開始前及び同一の場所で継続して作業中、2週間につき一度
- 4 高濃度汚染土壌又は高濃度粉じん作業の場合
- 5 次の保護具を使用 (平成23年厚生労働省告示第468号)

	50万Bq/kgを超える汚染土壌等 (高濃度汚染土壌等)	高濃度汚染土壌等以外
粉じんの濃度が 10mg/m^3 を超える作業 (高濃度粉じん作業)	粒子捕集効率が95%以上の防じんマスク、全身化学防護服、長袖の衣服ならびに不浸透性の保護手袋 (綿手袋と二重) 及び長靴	粒子捕集効率が80%以上の防じんマスク、長袖の衣服、保護手袋及び不浸透性の長靴
高濃度粉じん作業以外の作業	粒子捕集効率が80%以上の防じんマスク、長袖の衣服並びに不浸透性の保護手袋 (綿手袋と二重) 及び長靴	粒子捕集効率が80%以上の防じんマスク (※)、長袖の衣服、保護手袋及び不浸透性の長靴

※ 草木や腐葉土等を取り扱う作業の場合は、サージカルマスク等でも可

- 6 除染電離則による健康診断のほか、特定業務従事者健康診断 (安衛則第45条: 6月以内ごとに1回の一般定期健康診断) の対象。